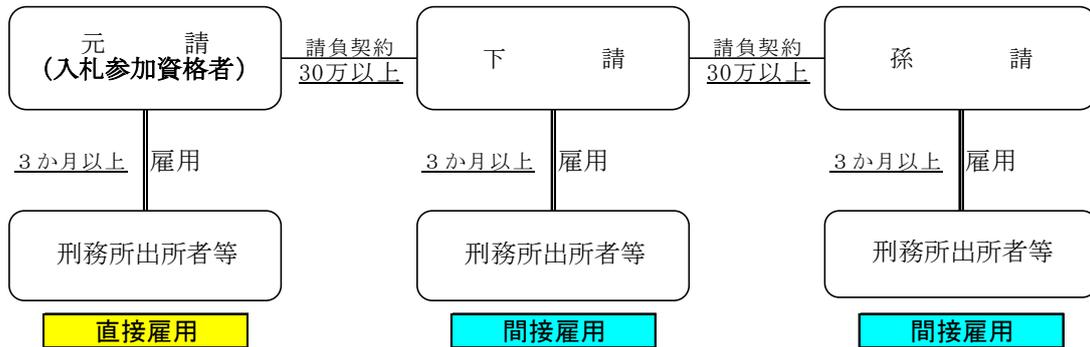


「刑務所出所者等の雇用」に関する要件（取扱い）

「刑務所出所者等の雇用」に関する要件について、**直接雇用**及び**間接雇用**の場合における取扱いをお知らせします。

1 制度イメージ

入札参加資格者が、下図のような雇用方法で刑務所出所者等を雇用した場合に加点する。

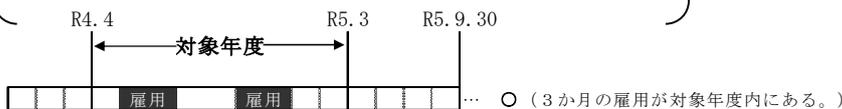


2 加点要件

入札参加者が、下記の要件を満たした場合に加点する。

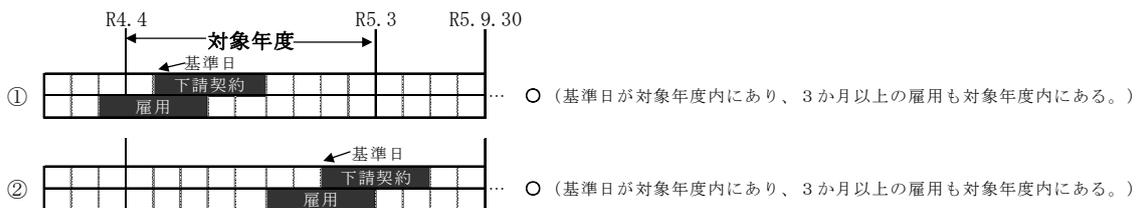
直接雇用

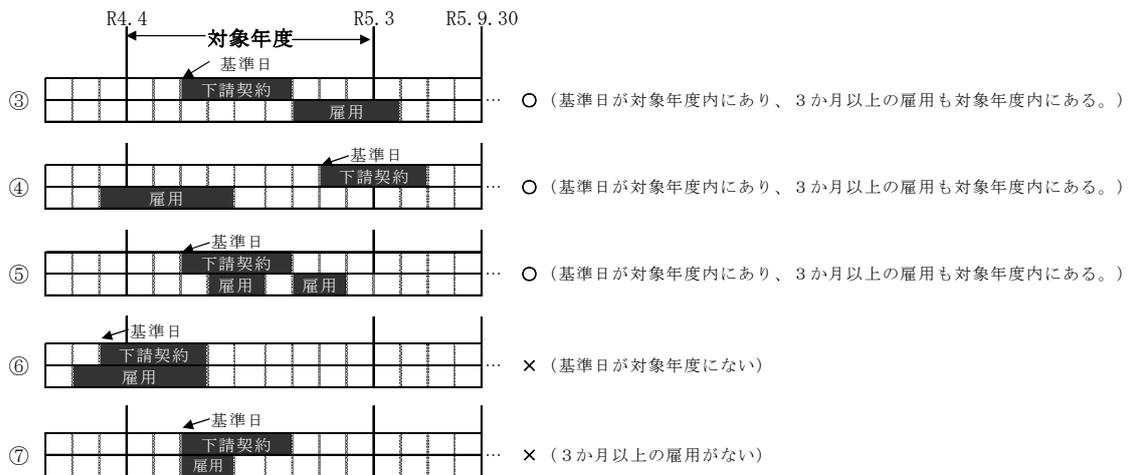
- ・対象年度に同一の刑務所出所者等を雇用していること。
- ・雇用期間が対象年度に延べ3か月以上あること。
- ・加点期間は一人の雇用に対して2年限り。



間接雇用

- ・対象年度に同一の刑務所出所者等を雇用していること。
- ・雇用期間が対象年度に延べ3か月以上あること。
- ・下請契約を締結した日（基準日）が対象年度にあること。
- ・加点期間は一つの下請契約に対して1年限り。





3 Q&A

- (1) 刑務所出所者等は、下請契約を締結する工事や業務そのものに従事していなければならないのか。
→ 従事していなくてもよい。下請業者に雇用されていれば加点対象となる。
- (2) 刑務所出所者等を雇用した下請業者が、複数の元請業者（入札参加資格者）と下請契約を締結した場合、それぞれの元請業者は加点対象となるか。
→ 加点対象となる。
- (3) 孫請業者が刑務所出所者等を雇用していた場合、元請業者（入札参加資格者）は加点対象となるか。
→ 加点対象となる。